

令和4年度 沖縄市資金調達支援事業補助金募集要領  
(クラウドファンディング補助金)

本市で事業を営む事業者が資金調達のためにクラウドファンディング（以下、「CF」という。）を利用する際に発生する手数料に対し、補助金を交付いたします。その申請に必要な事項をさだめておりますのでご確認ください。

## 1 補助事業の概要

### (1) 補助対象者（申請できる方）

- ・ 沖縄市内で事業を営んでいる事業者
- ・ 実績報告書提出までに、本市に事業所を設置できる事業者
- ・ 商店街振興組合法第2条に規定する商店街振興組合

### (2) 申請受付期間

令和4年6月20日（月）～令和5年2月28日（火）（必着）

※申請額が予算額に達した場合は、締め切り前に募集を打ち切る可能性がございます。

### (3) 補助対象経費

購入型かつ目標額に達したCFにかかる手数料

### (4) 補助率（補助対象経費のうち、補助金として交付される金額の割合）

100%以内（1,000未満は切り捨て）

### (5) 補助限度額（補助金として交付されうる最大額）

10万円

## 2 補助対象者の要件

- ① 市税の滞納がないこと（法人格を有しない団体の場合は、その代表者）
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団を構成員とする団体等でないこと
- ③ 代表者が成年被後見人若しくは被保佐人又は法令上これと同様に取り扱われている者でないこと
- ④ 代表者が刑事事件に関して法律に違反し、刑の執行（執行猶予期間中を含む）を終えていない者でないこと
- ⑤ 代表者が未成年者でないこと。ただし、補助事業等について法定代理人の許可を得た場合はこの限りでない。

### 3 補助対象事業

補助の対象となるCF事業は、交付決定のなされた会計年度末日までに終了するもので、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 調達額が目標額以上となるもの
- (2) 購入型CF事業によるもの
- (3) CF公開後からCF事業の実施までに申請のあったもの

### 4 補助対象外事業

以下のいずれか1つでも満たした場合は補助対象外となります。

- ① 公序良俗に反する事業
- ② 政治活動、宗教活動又は思想活動を目的とする事業
- ③ 法令、条例に違反する事業
- ④ 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が関与している事業
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条で定める「風俗営業」及び「性風俗関連特殊営業」に該当する事業。ただし、同法第二条第一号及び第二号において、市長が必要と認めるものについてはこの限りでない。
- ⑥ その他、市長が補助目的に適合しないと認める事業

### 5 補助対象経費

補助対象となる経費は、目標額に応じた手数料とする。ただし、消費税及び地方消費税は対象としない。また、予算の範囲内において補助金を減額することがある。

### 6 交付申請

交付を受けようとする者は、以下の書類を作成し、令和5年2月28日（火）までに申請窓口へ提出してください。

No.	提出書類			原本	入手先
1	補助金等交付申請書	共通要綱 第1号共通様式		原本	沖縄市 HP
2	申請者概要書	第1号様式		原本	沖縄市 HP
3	滞納がないことがわかる書類	市税納税者	滞納のない証明書	原本	納税課
		それ以外	申出書兼同意書（第2号様式）	原本	沖縄市 HP
			無資産証明書	原本	資産税課
4	誓約書兼同意書	第3号様式		原本	沖縄市 HP
5	CF公開ページ及びURL	公開サイトを印刷して添付		写し	事業者所有
6	利用手数料が分かる資料	印刷して添付		写し	事業者所有
7	身分を証明する書類	個人事業主	運転免許証、保険証※等	写し	事業者所有
		法人	登記簿謄本等	写し	法務局
8	その他、市長が必要と認める書類				

※ 保険証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号は隠して提出してください。

## 7 申請から補助金支払いまでの流れ

事業者	CFの実施
-----	-------

※CFが令和3年度以前に終了している場合は、補助対象となりません。



事業者	交付申請	令和4年6月20日～ 令和5年2月28日
-----	------	-------------------------

※提出書類に不備があった場合、修正や追加資料を求める場合がある。



沖縄市	申請書類の審査	随時
-----	---------	----



沖縄市	交付決定（又は不採択）	随時
-----	-------------	----



事業者	CF事業の完結	～令和5年3月31日
-----	---------	------------



事業者	実績報告	～令和5年3月31日
-----	------	------------



沖縄市	審査・補助金額決定	随時
-----	-----------	----



事業者	補助金の請求	随時
-----	--------	----



沖縄市	補助金の支払い	随時
-----	---------	----

## 9 審査及び交付決定

### (1) 審査

申請内容に基づき、審査を行います。

### (2) 交付決定

交付決定とは、審査の結果、補助対象となることを決定したものです。交付決定がされた事業者（以下、「補助事業者」という。）には「交付決定通知書」にて通知します。

- ① 補助金の交付及び交付額を決定・保証するものではありません。
- ② 審査の結果、交付決定額は、申請額より減額して決定する場合があります。
- ③ 交付決定額は、交付確定額（支払い額）の上限をしめすものであり、交付確定額は実績報告等を査定した上で確定となります。
- ④ 審査の結果、補助対象者でない等の理由により交付決定を行わない場合があります。その際は、「不採択決定通知書」により通知いたします。

## 1 0 実績報告

交付決定をうけ、C F 事業が終了したときは、終了した日から起算して 30 日以内、又は補助金の交付を受けた会計年度末日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書に次の各号の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

No.	提出書類			入手先
1	実績報告書	共通要綱 第 8 号共通様式	原本	沖縄市 HP
2	手数料の領収書等	支払ったことがわかる領収書等	写し	事業者所有
3	目標額達成後の C F 公開ページの写し		-	事業者所有
4	その他、市長が必要と認める書類			

## 1 1 確定通知

「実績報告」に基づき、補助事業の実施結果が補助金交付の決定の内容に相当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「補助事業等交付確定通知書」により補助事業者に通知します。

## 1 2 補助金の請求

交付の確定を受けた補助事業者は、補助金等交付確定通知書の写しを添付して、補助金等交付請求書により補助金を請求することができます。

## 1 3 産業財産権に関する届出

補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく補助事業等財産取得報告書（共通要綱 第 15 号共通様式）を提出しなければなりません。

## 1 4 提出・問合せ

沖縄市 経済文化部 商工振興課

TEL : 098-929-3300

郵送先 : 沖縄市仲宗根町 26-1 商工振興課